IC旅券用交付窓口端末機 仕様書

1. 基本機能

（ア） ICAO Document 9303 に準拠するＩＣ旅券の読取とＩＣに記録された情報の表示を可能とすること。

（イ） 現行の日本のＩＣ旅券（Password Authenticated Communication Establishment）の読取りとＩＣに記録された情報の表示を可能とすること。また、従来のＩＣ旅券（Basic Access Control）の読み取りとICに記録された情報の表示も可能とすること。

（ウ） 光学的スキャナによりＩＣ旅券の身分事項ページのＭＲＺを読み取り、続いてＩＣに記録された情報を読み取れること。

（エ） ＩＣ旅券のＩＣチップに記録された情報に改ざんがないことを検証すること。

（オ） ＩＣ旅券のＩＣチップが真正であることを検証すること。

（カ） 読み取った旅券情報とウ及びエの検証結果を制御パソコンのディスプレイに表示すること。

2. システム構成及び機能

（ア） パスポートリーダー

- ＭＲＺ読取り用光学的スキャナを内蔵すること。
- ＩＣ旅券内蔵のＩＣチップを読み取るための非接触ＩＣリーダーを内蔵すること
- ＵＳＢ接続とし、ＵＳＢケーブルを付属すること。
- ＩＣ旅券がカバー等にあたり、痛めることを防ぐため、スキャン面の上部には、カバー等がなく、装置上方よりパスポートをセットすることができること。
- 外務省動作確認済みであること。
- 「２０２５年」旅券に対応していること。
- ５年保証であること。

（イ） 制御用ノートパソコン

- ディスプレイが１０インチ以上であること。
- ＣＰＵ、メモリ及びハード容量はＩＣ旅券の読取に十分な容量とすること。
- 日本語表記のキーボードを有すること。
- ＣＤドライブを内蔵すること。
- ＯＳはWindows １１を搭載すること。
- パソコン本体にＵＳＢポートを２個以上有すること。
- ５年保証であること。

（ウ）　申請者用ディスプレイ

- ＩＣチップから読み取った登録情報を申請者に表示できること。
- ５年保証であること。

3.　ソフトウェア構成及びソフトウェア要件

ＩＣ旅券読取アプリケーション（日本語版）を制御用ノートパソコンに搭載すること。ＩＣ旅券読取アプリケーションは申請者向けディスプレイ及び制御用ノートパソコンのディスプレイにＩＣ旅券から読み取った情報を以下のとおり表示すること。

（ア）　申請者用ディスプレイに表示する情報

各情報にはＩＣチップから読み取ったデータを日本語で自動的に表示すること。

Ａ ＭＲＺ
Ｂ 顔画像
Ｃ 旅券番号
Ｄ 姓
Ｅ 名
Ｆ 生年月日
Ｇ 性別
Ｈ 有効期間満了日
Ｉ 国籍
Ｊ 発行国

（イ）　制御用ノートパソコンのディスプレイに表示する情報

Ａ～Ｊ 上記（ア）Ａ～Ｊと同じ
Ｋ ＩＣ旅券のＩＣチップに記録された情報に改ざんがないことを検証した結果
Ｌ ＩＣ旅券のＩＣチップが真正であることを検証した結果

（ウ）　ＯＣＲエラーに対応するための、上記ＡのＭＲＺ編集機能及び編集後のＭＲＺによる再読取結果の表示機能を有すること。

（エ）　次の申請者に上記情報を見られないように表示内容の消去ボタンを有すること。また、同ボタンは申請者用ディスプレイ側も連動して旅券情報の消去ができること。

（オ）　ＩＣ旅券のＩＣチップに記録された情報に改ざんがないことを検証に使用する公開鍵証明書（ＣＳＣＡ証明書）は定期的に更新されるため、同公開鍵証明書を追加するためのＵＳＢメモリまたはＣＤからのインポート機能を有すること。

（カ）　申請者用ディスプレイには、セキュリティ対策の為、自動表示無効機能、縮小表示機能、自動消去機能を有すること。

（キ）　セキュリティ対策の為、ユーザー管理機能を有し、ユーザー名および、パスワードにてログイン制御ができ、使用者及び設定変更を制限できること。

（ク）　セキュリティ対策の為、ＩＣチップから読み取った旅券情報は、制御用ノートパソコン及びパスポートリーダーには蓄積しないこと。

（ケ）　ＩＣ旅券をスキャナ面にセットするだけで（パソコンのキーボード操作やマウス操作等の作業をせずに）、自動的にＭＲＺの読み取りから、ＩＣに記録された情報を自動的に読取る機能を有すること。また、この自動的に読み取る機能は設定により有効無効の切り替えが可能であること。

（コ）　ＭＲＺの読み取りに失敗した場合など、制御用パソコンを操作しない方法（パスポートリーダーのスイッチ等）で、ＩＣ旅券をセットしたまま簡単にリスタートができる機能を有していること。

４．セットアップ

設置作業の内容は、次のとおりにすること。

（１）　発注者の指示により設置場所に技術者を派遣し、現行機の取り外し、契約機器の設置、作業及び動作検証等を完了すること。また、設置場所において取り扱い説明も行うこととする。

５．保守及びサポート

（１）契約期間内において、システム障害の対応及び保守を行う。

ア．契約機器の障害に起因する動作不良への処置及び改善作業

イ．契約機器の障害に対する修復及び原状復帰作業

（２）保守の手法

ア．障害発生時に常時連絡が可能な体制を整備し、連絡があった場合には、設置場所に技術者を派遣し、障害の見極めをし、場合によっては発送（センドバック）の指示まで行うものとする。

イ．障害発生時及び障害対応時には報告書を提出すること。

6.契約期間

（１）令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日まで（予定）

（２）この契約は、地方自治法２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、賃借人の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、賃借人は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（３）賃貸人は、前項に伴う解除により損害が生じたときは、賃借人に損害を請求することができるものとする。

7. 納入設置場所

住所：雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

東成瀬村役場（東成瀬村防災情報センター１階）住民生活課内

8. 納入設置期限

令和８年１２月２８日（月）

詳細日程については、双方協議の上、定める日程とする。